

(案)

〇〇原災対第〇〇号

平成23年3月11日

平成23年東京電力(株)

福島第一原子力発電所事故に係る

原子力災害対策本部長 菅 直人

平成23年東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害
対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項の規定に基
づき、同条第2項に規定する平成23年東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係
る原子力災害対策本部長の権限のうち、

○第20条第3項に定める権限(関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)

○第20条第6項に定める権限

を平成23年東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本
部長に委任する。